

2022年4月21日

リ・ジェネレーション株式会社

代表取締役 尾端 友成 殿

写し送付先：あかつき総合法律事務所

弁護士 谷口 琢哉 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋

同 佐々木 秀

同 石崎 泰 哲

同 山本 晃 久

同 瀬川 堅 心

### 再 質 問 状

前略 当職らは、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社に対して、今年15日付質問状を送付いたしました。未だ、ご回答を頂いておりません。今年15日付質問状にも記載いたしましたように、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主（金融商品取引法163条1項）に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示すべきであると考えており、速やかに、今年15日付質問状にご回答頂きますようお願いいたします。

なお、状況に鑑み、貴社の大量保有報告書の事務上の連絡先である、あかつき総合法律事務所の谷口琢哉弁護士にも写しを送付させていただきます。タイムリーな情報提供の観点から、書面をご送付頂く際には、郵送頂くとともに、併せて、当事務所に対してファクシミリ送信（03-6250-7200）を頂きますようお願いいたします。

また、本書面及びご回答に関しては、東京証券取引所その他関係機関からの指導により、当社が公表をすることがあり得る点につき、予めご了承ください。

さらに、今年15日付質問状では、貴社グループの沿革等及び当社株式の買付けの資金源等についてご質問するとともに、「貴社グループ、当社株式の買付けの資金源及び上記意思連絡のある第三者について、現在

又は過去10年間において、わが国及び外国において、①金融商品取引法、その他適用ある法令等の違反の事実があったか否か（存在する場合はその具体的事実関係）、②司法機関若しくは行政機関等から法令等の違反行為を認定する判決、決定、命令、処分、指導若しくは指摘等を受け、又はそのような判決等に向けた司法手続若しくは行政手続等の対象となったことがあるかどうか（存在する場合は当該判決等及び当該手続の具体的内容）、③反社会的勢力との関連性の有無（関連が存在する場合にはその詳細）」についても、ご質問させて頂いているところです。

これらの点に関連して、当社及び当職らにて調査したところ、貴社は、過去に2回商号変更をされておられるところ（N&Mマネージメント→イノプライズ→リ・ジェネレーション）、商号がN&Mマネージメントであった時代に、株式会社シスウェブホールディングス（当時JASDAQ上場。その後、SOL Holdingsへと商号を変更し、更にソルガム・ジャパン・ホールディングスに商号変更の後、2018年に2017年3月期有価証券報告書の一部に虚偽記載があったとして証券取引等監視委員会より強制調査を受け、さらに、2018年3月期有価証券報告書の期限までの提出見込みが立たず、同年9月に上場廃止。以下「シスウェブ」といいます。）の株式を大量に取得したとして大量保有報告書を提出されていますが、当該シスウェブ株式の大量取得について、2007年に東京地方検察庁特捜部に（当時の）証券取引法違反（風説の流布）容疑で逮捕された旨報道された大場武生氏が関与している旨、また、当該取得資金の資金源が実質的には反社会的勢力である旨等の報道が、Access Journal誌によって、2012年になされています。

このため、上記報道された事実に関して、以下の点についても、併せてご回答頂きますようお願いいたします。

- ① 上記報道された事実、特に大場氏が貴社の実質的な支配者であるとの報道、及び、貴社の株式の取得資金の資金源が反社会的勢力であるとの報道は、事実であるか否か
- ② 仮に事実でないとする、貴社の社会的信用にも関わる事実であると考えられますので、然るべき対応をとられたと考えられますが、貴社は、どのような対応をとられ、その結果、どうなったのか
- ③ 上記報道が事実であるか否かに拘らず、現在及び過去における、貴社と「大場」氏との関係の有無、有る場合には、その関係の詳細

なお、今後本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛としていただけますようお願いいたします。

草々